《平成27年（ワ）第13562号》
福島被ばく損害賠償請求事件

第22回　口頭弁論

報告集会資料

原子力ムラの偽旗戦略

於：衆議院第1議員会館多目的ホール

原告：井戸川克隆

2022年7月13日

最高裁は裁判を放棄した

- やってもいないことを正当化した。
- やって責任を問われるなら、やらないで事故を起こした方が免責される悪しき判例をつくった。
- 不作為・行政過誤を無罪にした。
- 原発事故で苦しむことは国民の自己責任だ。
- 原子力安全・保安院のウソは無かったことに。
- 低人口地帯の国民は原発の犠牲になれ。
- 国がやることに従え。
- 面従腹背➡面従・面従➡国には面従しなさい。

津波対策をすると運転を止めさせられる「実話」

津波対策工事が地元に知られると、何やっているんだと言われ、原発の運転を止めさせられる。

福島の原発を止めると、柏崎刈羽原発事故対策で赤字経営になっているので、更に赤字が増える。

この為に、福島第一は津波対策工事はやらない。地震対策は外（地元自治体）から見えないので、最小限度の対策工事を行う。

双葉町役場町長応接室で、土堂副所長は、柏崎刈羽原発の再稼働に向けて修繕している。福島第一は、この後、大規模修繕をします。と事故前に語っていた。

井戸川の戦いは・・・

1. 双葉町町長として現場を語る。
2. 双葉町災害対策本部長の定めを語る。
3. 現場でやらなかったことを法廷に示す。
4. 裁判の本流を行く。
5. 他の判決との違いを法廷に示す。
6. 誤導に負けずに我を行く。
7. 多くの証拠を提示する。
8. 経験の強みを示す。

等の実弾で勝負をする。

算数問題➡全て「ゼロ」

ゼロ×∞のウソ＝ゼロ・・・当たり前

原発事故では
ゼロ（双葉郡6町）×被告ら＝ゼロ「事故発生以来何も決めていない」。

この形で事故発生以来、無いものを有るように、有るものを無いように、被告らは勝手に決めてきている。

これを「**ゼロ会議**」という。

原災法上の事故対応体制（約束の姿）

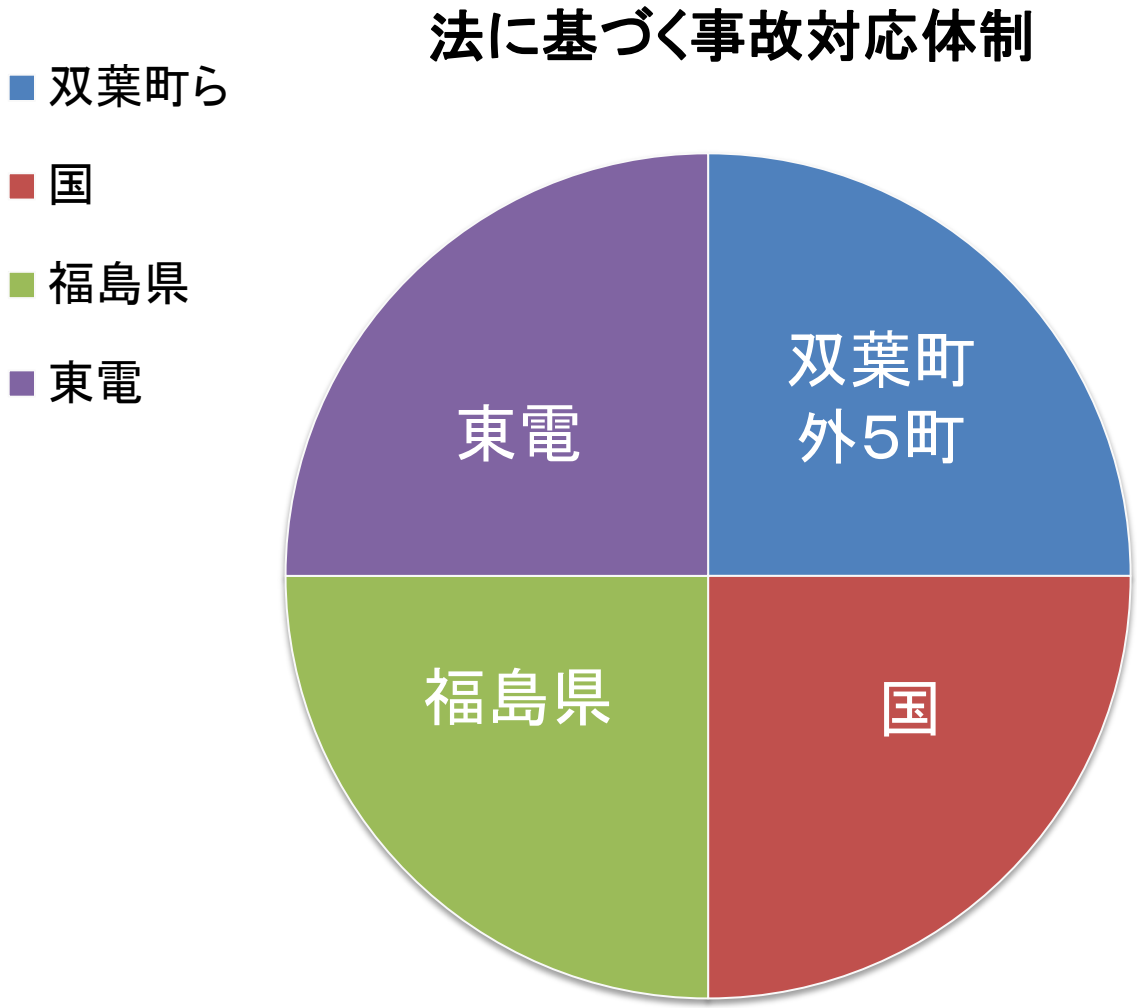

原災法上、緊急時には、国、県、**地元自治体**と事業者が一体となり、情報を共有し、住民の安全を図ることになっていた。

多数決で言えば双葉郡6町の方が勝つ。

本件事故発生以降の法外な体制

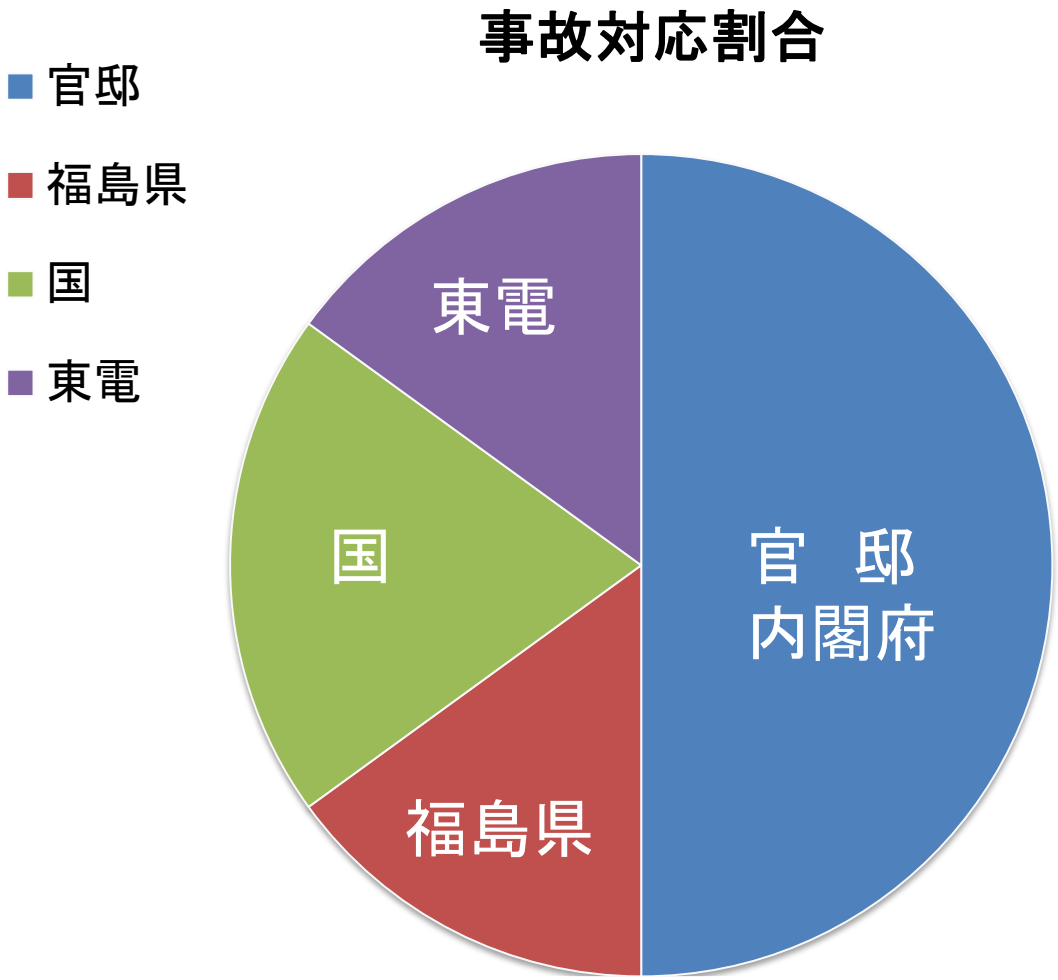

発電所周辺自治体は排除されているので、これまで合意形成は一切していない。

偽物の

政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図

資料1

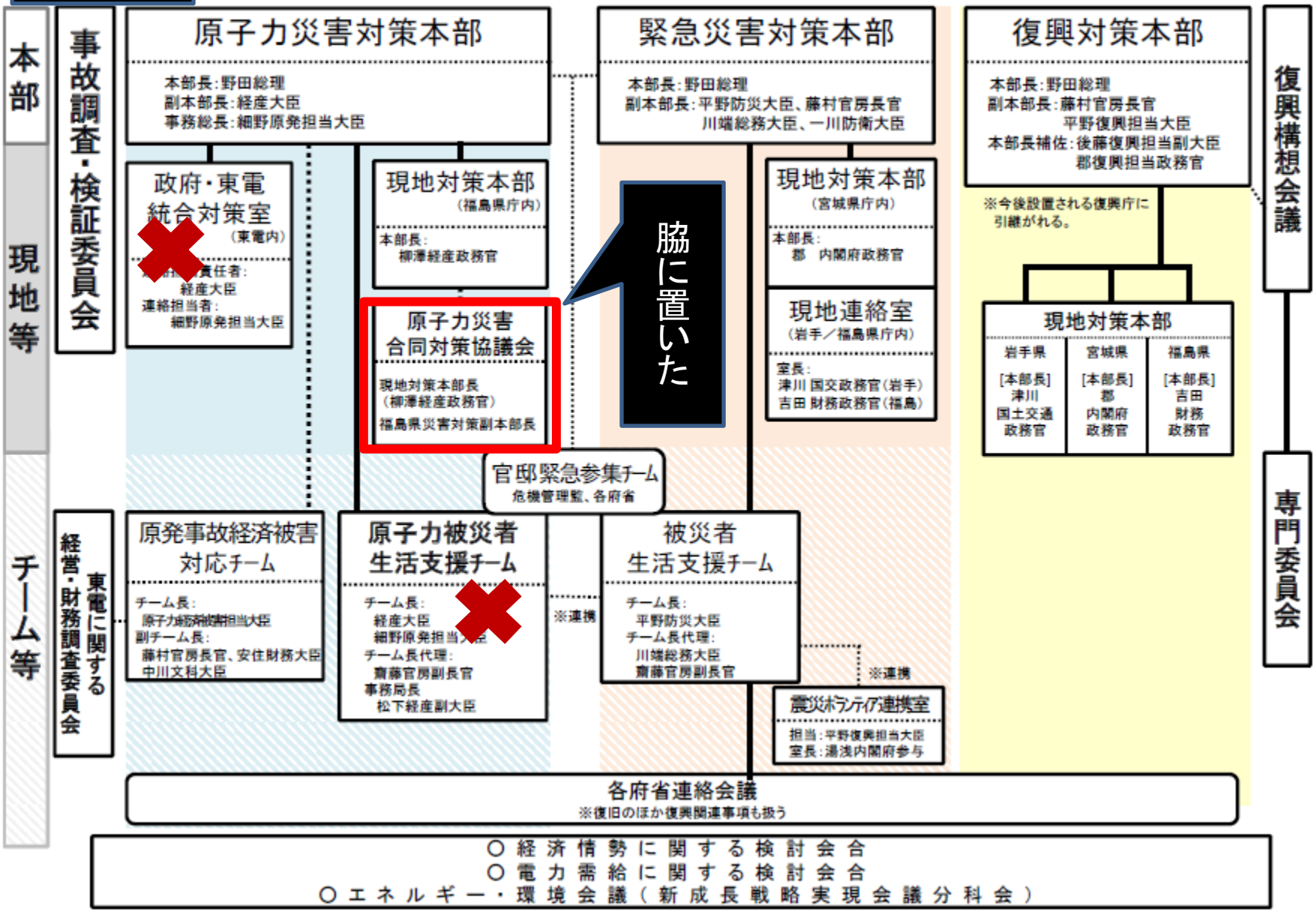

法の不遡及の原則を知ろう

（刑罰不遡及の原則：Weblio辞書より）

「*実行された時点では、合法・適法であった行為は、後に法改正などによって違法行為に該当することになったとしても、後の法に則って罰することはできない*」という原則。

従って、偽物の政府災害対策本部は無効である。

我が国の被ばく限度について

我が国で定められている一般公衆の被ばく限度は、非常時でも「年間1ミリシーベルト」と原子炉等規制法で告示されている。

「現在でも。」

20ミリシーベルトの違法性

我が国では1990年ICRP勧告で、一般公衆被ばく限度を1ミリシーベルト/yと「*定められている*。」
ところが、被告らが「ゼロ会議」であるのに、低線量ワーキンググループという非合法組織で、ICRP2007年勧告を引用して、100～20ミリシーベルト/yの20を採用したに過ぎない。*法にはなっていない*。

「偽旗戦略」と命名した訳

原発事故が発生した日は、2011年3月11日、低線量ワーキンググループが環境大臣に報告した日は、平成23年12月22日となっている。

3月11日時点では、20ミリシーベルトという数値は存在していなかったのである。

これを「偽旗戦略」と判断している。

20ミリシーベルト/yの危険性

「ゼロ会議」の連中の悪だくみ

福島の原発事故は1ミリシーベルトが告示で決められているが、この次に核利用施設等で事故が発生し、核分裂生成物の環境への被害が起きても、一般公衆の被ばく限度を20ミリシーベルト、あるいは10ミリシーベルトに引き上げられて、被ばく被害は無いとされる恐れが非常に高いことに注目しよう。

我が国の「ゼロ会議」組織図

上部組織・・・国際機関：参加国➡資金提供

軍・産協業体➡資金提供

各国の利益相反関係の専門家たち

下部組織・・・IAEA,UNSCEAR,ICRP等

ウソの流布

国際機関を信じて止まない善良な人々

チェルノブイリ事故でIAEAらは最初、被害隠しに成功した。
国際機関のチェルノブイリ・フォーラムによる、被害の矮小化で国民の健康障害隠しをした。

しかし、
ウクライナ自身で、健康被害調査を行い、健康障害のひどさを知り、チェルノブイリ法を作った。ウクライナではウソが失敗した。

日本ではIAEAは福島県と協定を結んで、被ばく被害隠しに成功している。

【ＪＣＯ臨界事故に関する周辺住民の健康管理】

健康管理のあり方※1	周辺住民等の健康に対する不安に適切に対応する必要があるため，希望者に対して，将来にわたり，日常的に健康的な生活を過ごすための一般的な助言に資するための健康診断を行うことが適切である。 ※１　原子力安全委員会「健康管理検討委員会」の答申 （平成 12 年 3 月 27 日）
健康管理の実施	ア　健康診断 ・　対象者：　推定線量が 1mSv 以上の者で希望する者及び避難要請区域内（350 m※2）の住民や勤務者の内，健康診断を希望する者 ※２　県において，対象区域を 500 mに拡大する。 ・　項　目：　学校保健，地域保健，産業保健における検診項目と同等※3 ※３　原則 40 歳以上のがん検診を含む。 ・　頻　度：　年１回 イ　健康相談 ・　対象者：　広く一般住民等
実施方法	・　平成 12 年度から，国の健康管理検討委員会報告に基づき，国の委託を受けて，本県で実施している。 ・　健康診断を効果的かつ円滑に進めるため，県ＪＣＯ事故対応健康管理委員会を平成 12 年 4 月に設置し，健康診断の実施方法，検診内容の検討及び検診結果の評価，判定を行っている。
実施結果の特徴	・　放射線の影響は，特別，認められない。 ・　がんの発症は，概ねこれまでの一般住民検診の結果と同様である。 ・　心のケアについては，電話相談，家庭訪問，専門相談など，きめ細かな対応をしている。

この表は決して忘れてはいけない

チェルノブイリより4倍も高い福島の避難基準

年間放射線量	福島の区分	チェルノブイリ区分
50mSv超	帰還困難区域	移住の義務ゾーン（強制避難ゾーン）
20超～50mSv以下	居住制限区域	
20mSv以下	避難指示解除準備区域	
5mSv超	（居住可能）	
1超～5mSv以下	（居住可能）	移住の権利ゾーン
0.5～1mSv以下	（居住可能）	放射能管理ゾーン

注）赤の区分は原則的に立ち入り禁止です。

公務員職権濫用罪

刑法193条に規定されている。

公務員が職権を濫用して職務を行う際に、

「***人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したとき（不作為によるものを含む）に問われる犯罪である。***」

ということは、20ミリシーベルト/yに従う義務がないのに、避難基準や賠償基準を強制されているのは、刑法193条違反となる。

最高裁の判決はおかしい

現場の約束を無視している

原発は何が起きても壊れないと約束していたのだ！

エネルギーのまちふたば　H18年版より

原子力発電所の地震対策

地震対策の7つのポイント

1. 活断層の上には作らない
2. 岩盤上に建設
3. 最大の地震を考慮した設計
4. 信頼性の高い解析プログラムを用いた評価
5. 自動停止機能
6. 大型振動台による実証
7. 津波に対する対策

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり、放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれたりすることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

原子力発電所の地震対策

【安全確保のための８つのポイント】

段　階	対　策	説　明
設計段階における安全性の確認	①徹底した調査	敷地の地質・地質構造はもとより、周辺部を含め活断層や過去に発生した地震等を詳細に調査
	②極めてまれな地震動をも考慮した設計	極めてまれながら供用期間中に発生すると想定される水平方向と鉛直方向の２方向の地震動に対しても、安全上重要な機能は失われないような設計
	③詳細な解析評価	信頼性の高いコードを用いて、想定した地震動が発生した時の重要な建物・機器等の複雑な揺れについて解析し、耐震安全性を詳細にチェック
	④支持地盤及び周辺斜面の安全性を確認	耐震安全上重要な施設を設置する地盤が、地震に対して十分な支持力を有していることを試験や解析を実施して確認するとともに、地震随伴事象として想定される施設の周辺斜面の崩壊等によっても、原子炉施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認
	⑤津波に対する安全性の確認	地震随伴事象として想定される津波について詳細な数値シュミレーション等を実施して施設の安全機能に重大な影響を与えないことを確認
建設、運転段階における安全性の確保	⑥十分な支持性能を持つ地盤に建設	地震による揺れの振幅が小さく、十分な支持性能があり、すべりや有害な沈下等を生ずる恐れがない地盤に建設
	⑦自動停止機能	一定以上の揺れを検出したときには、速やかに原子炉を自動停止させるシステムを整備
	⑧振動台や加振機による耐震性の実証及び耐震限界の把握	振動台や加振機を用いて、実機や実機相当の試験体に設計を上回る地震力を加え、施設の耐震性の実証、設計裕度の把握、設備機能の維持及び解析に用いたコードの妥当性を確認

出典:㈶日本原子力文化振興財団:「原子力・エネルギー」図面集(2009)

この度の最高裁の判決によって

被告らは払う責任が免れたので被告（債務者）らに「差益」が発生した

しかし、被害者（債権者）らには弁償されずに「差損」が増えた

本件は詐欺の臭いがする

詐欺罪における構成要件～（佐竹宏章論文）

4．一般に、詐欺罪は、①人を欺いて（欺罔行為）、②相手方を錯誤に陥らせ（被欺罔者の錯誤）、③相手方にその錯誤に基づいて財物の交付、又は財産上不法の利益を処分させ（被欺罔者の錯誤に基づく交付行為/処分行為）、④財物又は財産上不法の利益を得た、あるいは他人にこれを得させた（財物騙取/財産上不法の利益取得）場合に、成立すると理解される。

言葉を知る？

<u>奸詐・姦詐（かんさ）</u>：うそや計略で人を陥れようとすること。わるだくみ。

<u>欺罔（きもう、ぎもう）</u>：①人をあざむき、だますこと。②法律上、詐欺の目的で人をだまして錯誤に陥らせること。

原発事故そのものが「**奸詐・姦詐・欺罔の塊**」である。

ウソと放射能

を

まき散らす

原子カムラ に負けるな!!

井戸川